

◎新潟県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上路市振停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字市振字荒沢1613番20から	新	4.7～16.0メートル	278.3メートル
同市大字市振字荒沢1584番4まで	旧	4.7～12.6メートル	278.2メートル